

【 行 政 法 理 論 】

(1)

行政に関する公法と私法の関係について、食品衛生法の許可を得ないで取引をなした場合においては、その取引に関する売買契約は私法上無効となるわけではなく、買主は代金の返金を要求することはできない。

(2)

行政に関する公法と私法の関係について、公営住宅に入居するにあたって、入居者は地方公共団体から使用許可を受けなければならないが、入居者と地方公共団体の間に公営住宅法ならびに関係条例に特別の定めがない限り、原則として民法及び借家法の適用がある。

(3)

行政に関する公法と私法の関係について、防火地域内にある耐火構造の建築物の外壁を隣地境界線に接して設けることができるとしている建築基準法第 65 条の規定は、相隣関係に関する民法第 234 条の規定の特則として、民法の規定の適用を排除するものである。

(4)

行政に関する公法と私法の関係について、道路を利用する利益は反射的利益であるが、建築基準法に基づいて道路位置の指定がなされている私道の敷地所有者に対し、通行妨害行為の排除を求める人格的権利を認めることはできる。

(5)

行政に関する公法と私法の関係について、公営住宅の使用関係は基本的に私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはないが、公営住宅の入居者が死亡した場合には、その相続人は当該公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はない。

(6)

公法と私法が交錯する領域において、防火地域に関する建築基準法の規定は、民法の相隣

規定に関する特別法として適用されるとするのが最高裁の判例である。

(7)

公法と私法が交錯する領域において、現実に開設されている私道を日常的に利用する利益は反射的利益であるが、敷地所有者に対して通行妨害排除の民事訴訟を提起する利益となりえるとするのが最高裁の判例である。

(8)

公法と私法が交錯する領域において、建築確認は、その土地について私法上の権原がある者により申請される必要があるから、権原なき者によって申請された場合には、そのことを理由として却下することができるという最高裁の判例はない。

(9)

公法と私法が交錯する領域において、公営住宅に世帯主として入居している者が死亡した場合において、その相続人が低所得者であるときに、入居関係を当然に相続させると解する余地はないとするのが最高裁の判例である。

(10)

公法と私法が交錯する領域において、海岸線の変動により、従来私人の所有であった土地が海面下に沈んだ場合、私人の土地所有権は自動的に滅失しないというのが最高裁の判例である。

(11)

行政上の法関係に対する民事法の適用について、旧自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、権力的・公法的行為であり、民法の対抗要件の規定が適用されない。

(12)

行政上の法関係に対する民事法の適用について、公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例が特別法として民法および借家法（事件当時）に優先して適用されるが、公営住宅法および条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民

【 行 政 不 服 審 査 法 】

(1)

行政不服審査法に関する問題点として、行政不服審査法によらない不服申立ての仕組みが多数あるため、一般国民にとってわかりづらく、利用しづらい制度になっているということがあげられる。

(2)

行政不服審査法に関する問題点として、審理にかなり時間を要しているのが実態であるため、簡易迅速という特色が生かされていないということがあげられる。

(3)

行政不服審査法に関する問題点として、行政権の自己審査であるため、審理手続の運用において公平さに欠けるところが多いということがあげられる。

(4)

行政不服審査法に関する問題点として、不服申立て期間が短いため、権利救済の機会が狭められているということがあげられる。

(5)

行政上の不服申立ての道を開くことは、憲法上の要請ではないので、この制度を廃止しても、憲法違反とはならない。

(6)

明治憲法下で行政上の不服申立てを定めていた訴願法は、行政裁判法と同時期に制定されたが、行政裁判法よりも後で廃止された。

(7)

行政不服審査法は、訴願法に代わる制度として1962年に制定されているので、同法は現行憲法の制定と同じ時期に制定されたわけではない。

(8)

憲法が禁止しているのは、行政機関による終審裁判であり、前審としてであれば行政機関が裁判を行うことができる。また、裁判手続に類似した行政上の不服申立てを整備することによって地方裁判所における審級を省略することも可能である。

(9)

行政不服申立てについては、簡易迅速な国民の権利救済という趣旨から、その審理においては書面主義が原則とされている。

(10)

行政不服審査法において「処分」には、「人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」などの事実行為が含まれるが、これは取消訴訟の対象である「処分」においても同様である。

(11)

行政不服審査法における「不作為」には、申請が法令に定められた形式上の要件に適合しないと理由で、実質的審査を経ずに拒否処分がなされた場合は含まれない。

(12)

行政不服審査法は、地方公共団体の機関が条例に基づいてする処分を適用除外とはしていない。

(13)

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、行政不服審査法とは別に個別の法令で特別な不服申立制度を規定することもできる。

【 行 政 事 件 訴 訟 法 】

(1)

行政事件訴訟法上の抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟と定義され、処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え、無効等確認の訴え、不作為の違法確認の訴え、義務付けの訴え、差止めの訴えが定められている。

(2)

建築基準法に基づき私法人たる指定確認検査機関が行った建築確認拒否処分の取消しを求める申請者の訴えは、抗告訴訟にあたる。

(3)

土地収用法に基づく都道府県収用委員会による収用裁決において示された補償額の増額を求める土地所有者の訴えは、当事者訴訟にあたる。

(4)

土地収用法に基づく都道府県収用委員会による収用裁決の無効を前提とした所有権の確認を求める土地所有者の訴えは、民事訴訟にあたる。

(5)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき許可を得ている原子炉施設の運転の差止めを運転者に対して求める周辺住民の訴えは、民事上の差止訴訟にあたる。

(6)

住民基本台帳法に基づき、行政機関が住民票における氏名の記載を削除することの差止めを求める当該住民の訴えは、抗告訴訟にあたる。

(7)

取消訴訟と審査請求の関係について、個別法が裁決主義を採用している場合においては、元の処分に対する取消訴訟は提起できず、裁決取消訴訟のみが提起でき、元の処分の違法についても、そこで主張すべきこととなる。

(8)

取消訴訟と審査請求の関係について、審査請求に対する棄却裁決を受けた場合には、元の処分に対して取消訴訟を提起して争うことができるが、裁決に対して取消訴訟を提起することもできる。

(9)

取消訴訟と審査請求の関係について、行政事件訴訟法上の原則は、自由選択主義であるので、審査請求ができる処分については、それについての裁決を経ることなく取消訴訟を提起することもできる。

(10)

取消訴訟と審査請求の関係について、審査請求の前置が処分取消訴訟の要件とされている場合には、その審査請求は適法なものでなければならないが、審査請求前置主義がとられている場合において、適法な審査請求が誤って却下されたときは、審査請求が前置されたとみなしたうえで、原処分の取消訴訟を直ちに提起することができる。

(11)

取消訴訟と審査請求の関係について、審査請求の前置が処分取消訴訟の要件とされている場合には、その出訴期間も審査請求の裁決の時点をもととして判断されることとなるが、それ以外の場合に審査請求をした場合も同様に、処分取消訴訟の出訴期間は審査請求の裁決の時点をもととして判断されることとなる。

(12)

訴えの利益に関して、建築確認処分の取消しを求める利益は、建築物の建築工事の完了によって失われる。

【 行 政 手 続 法 】

(1)

行政手続法は、処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(2)

行政手続法は、いわゆる情報公開法に先んじて施行された。

(3)

行政手続法の条文は、全部で46カ条であり、総則、申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出、意見公募手続等、補則から成る。

(4)

行政手続法は、1条で行政運営における公正の確保と透明性の向上については明示しているが、説明責任（アカウントビリティ）については明示していない。

(5)

行政手続法が規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合、すなわち、個別の法律において、処分、行政指導および届出ならびに命令等を定める手続について行政手続法と異なる定めがある場合には、その定めるところによる。

(6)

地方公共団体は、行政手続法第3条第3項において同法の規定を適用しないこととされた手続について、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【 国 家 賠 償 法 】

(1)

国家賠償を請求する訴訟は、民事訴訟であるから、その訴訟手続について行政事件訴訟法が適用されることはない。

(2)

違法な行政庁の処分に対し国家賠償請求訴訟を提起して勝訴することにつき、あらかじめ当該処分に対して取消訴訟または無効確認訴訟を提起し、取消しないし無効確認の判決を得て、当該処分が違法であることを確定しておく必要はない。

(3)

行政処分に対する取消訴訟の出訴期間が経過した後においても、当該処分の違法を理由として国家賠償請求をすることができなくなるわけではない。

(4)

処分に対する取消訴訟に当該処分の違法を理由とする国家賠償を請求する訴訟を併合して提起することは許される。

(5)

国家賠償を請求する訴訟の被告とされるのは国や地方公共団体のほか、公社・公団などの特殊法人も含まれる。

(6)

国家賠償法第 1 条の責任は、公務員の違法な公権力の行使があった場合について国・公共団体が代位する責任であることから、違法な公権力の行使がなされたときには、その公権力の行使者たる公務員が特定されない場合であっても、国家賠償責任を免れることはできない。

【 地 方 自 治 法 】

(1)

東京都の特別区は特別地方公共団体の一種であるが、東京都自体は、普通地方公共団体である。

(2)

「区」という名称が付される地方行政組織のうち、特別区と財産区は地方公共団体であるが、行政区は地方公共団体ではない。

(3)

「地方公共団体の組合」は、普通地方公共団体ではなく、特別地方公共団体にあたる。

(4)

「政令指定都市」「中核市」「特例市」は、いずれも「市」の特例として設けられているものにすぎないから、特別地方公共団体ではない。

(5)

特別地方公共団体には、かつて「特別市」が含まれていたが、適用例がなかったため廃止された。

(6)

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設けることができるが、中核市については、そのような規定はない。

(7)

指定都市に置かれる区は、都に置かれる特別区と異なり、法人格が認められていない。

(8)

特例市制度は、政令で指定する人口 20 万以上の市に、都道府県事務のうち政令で定める一定数の事務を移管するものであるから、指定都市の中から特に規模の大きな都市が指定されるわけではない。

(9)

指定都市の区には、区地域協議会を置くことができるが、議会を置くことは認められていない。

(10)

指定都市は、地方自治法において列挙された事務のうち、都道府県が法律またはこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部または一部で政令で定めるものを処理することができる。

(11)

指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために条例によって設けられるが、特別区とは異なるものである。

(12)

市が中核市の指定の申出をしようとするときには、当該市は、あらかじめ議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。

(13)

中核市は、指定市が処理することができる事務のうち政令で定めるものを処理することができる。

(14)

市となるべき普通地方公共団体は、人口 5 万以上という要件を備えていなければならないが、これを下回った市が、町または村となるとする規定はない。